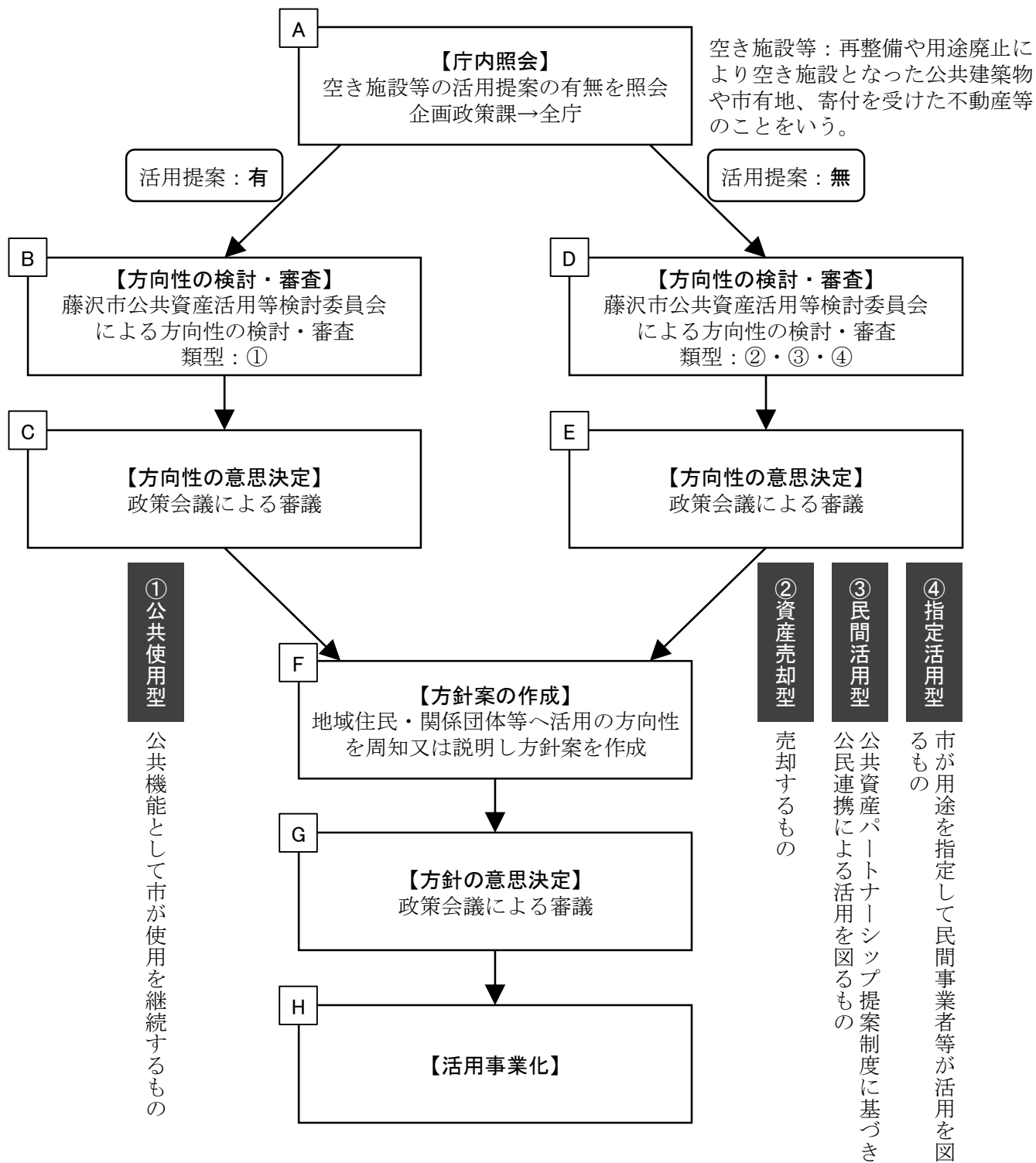


# 公共資産の有効活用に係る手続等フローチャート



(1) フローチャート [F] の類型別の事務処理担当課は次のとおり。

①公共使用型	②資産売却型	③民間活用品	④指定活用品
現所管課 新所管課	現所管課	現所管課 企画政策課	現所管課 新所管課

(2) フローチャート [F] の周知・説明の対象や方法は所管課の判断による。

(3) 活用に伴う建築物の解体に係る事務処理は原則として現所管課が行う。

(4) 政策会議において方向性又は方針の案が承認されない場合は、藤沢市公共資産活用等検討委員会に差し戻す。

(5) このフローチャートは、一般的な手続き等の流れを示したものであり、公共資産の特性に応じてこれによらないこともできる。